

医推第3557号
令和6年3月18日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会会長
(一社) 岡山県歯科医師会長] 殿
(各通)

岡山県保健医療部長

岡山県医療機関立入検査要綱の改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県医療機関立入検査要綱を別添のとおり改正し、令和6年3月18日から施行することとしましたので、お知らせします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

(ホームページ)

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>